

大分県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

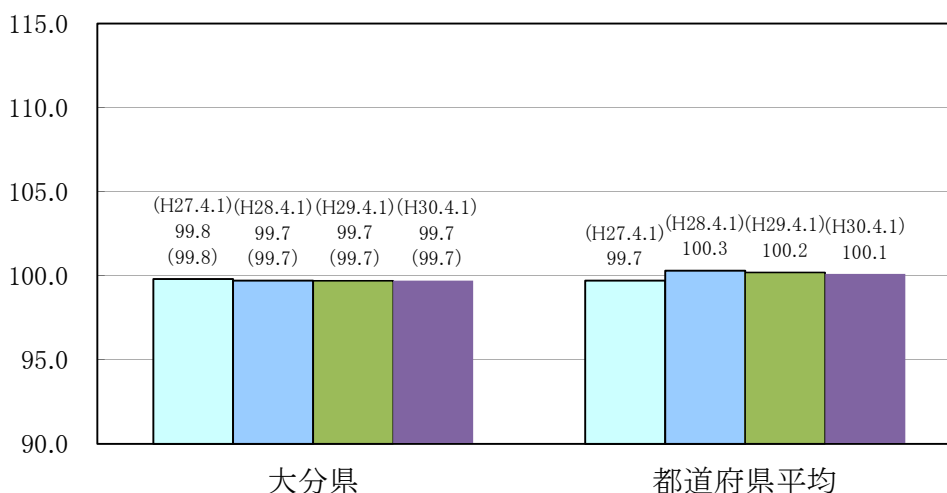
区分	住民基本台帳人口 (30.1.1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	1,169,158	561,387,622	3,149,577	155,219,829	27.6	28.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	16,138	72,239,168 (68,646,522)	12,783,606 (12,351,291)	28,501,566 (27,372,571)	113,524,340 (108,370,384)	7,035 (6,715)	7,174

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、29年4月1日現在の人数（臨時講師は除く）である。
 3 給与費計には臨時講師分が含まれている。
 4 括弧書きの値は臨時講師分を給与費計から除いたもので算出している。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の支給基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	円 361,695	円 360,762	933円 (0.26%)	% 0.26	% 0.26	% 0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	月 4.45	月 4.40	月 0.05	月 0.05	月 4.45	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容 (平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国と同じく平均2%引下げ。激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国と同様の見直しを実施済(本県内に支給対象地域はなし)

(実施時期) 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施済み。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分県	42.9 歳	327,009 円	403,374 円	354,538 円
国	43.5 歳	329,845 円	-	410,940 円
都道府県平均	43.1 歳	327,050 円	413,909 円	369,953 円

②技能労務職

区分	公務員					※民間(事務補佐は一般行政職との比較)				参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	
大分県	53.3 歳	208 人	341,816 円	380,786 円	357,627 円	-	- 歳	- 円	-	
うち事務補佐	52.6 歳	92 人	339,571 円	377,747 円	358,294 円	-	42.9 歳	400,374 円	0.94	
うち学校給食員	54.7 歳	12 人	350,966 円	376,252 円	358,883 円	調理師	45.1 歳	209,200 円	1.80	
うち守衛	53.2 歳	9 人	350,900 円	404,835 円	359,900 円	守衛	56.5 歳	195,700 円	2.07	
うち用務員	61.6 歳	4 人	359,500 円	389,205 円	377,625 円	用務員	55.6 歳	207,200 円	1.88	
うち運転手	56.7 歳	23 人	340,891 円	387,664 円	350,260 円	自家用乗用自動車運転者	63.1 歳	206,500 円	1.88	
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	-	328,637 円	-	-	-	-	
都道府県平均	52.9 歳	210 人	324,106 円	379,720 円	357,326 円	-	-	-	-	

区分	※参考(事務補佐は一般行政職との比較 年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大分県	-	-	-
うち事務補佐	6,184,722 円	6,408,088 円	0.97
うち学校給食員	6,229,182 円	2,823,400 円	2.21
うち守衛	6,364,193 円	2,503,900 円	2.54
うち用務員	6,512,104 円	2,808,700 円	2.32
うち運転手	6,240,062 円	3,047,200 円	2.05

【給与水準の適正化の取組】

※17年4月1日から、給料表の水準を全国中位まで引下げる(約10%)とともに、給料表を通し号給制から職務内容に応じた5級制に移行。なお、新給料表への切替にあたっては、現給保障せずに1万円程度引下げたうえで切替を実施。

※18年4月1日から、給料表の水準を平均4.8%引下げる給与構造改革を実施している。

【業務の見直し】

※本県では、これまで時代に合わなくなった現業業務の見直しを実施している。

※現業業務の見直しにより過員となった技能労務職員については、「事務補佐」(※)として一般行政事務に従事しており、現業業務には全く従事していないので、民間の同業職種との比較をすることは困難である。
したがって、比較対象職種は、同じ業務に従事する本県の「一般行政職員」としている。

○「事務補佐」とは…

一般行政事務を行わせるために、全員を一斉に行政職に切り替える動きもあるが、能力検証が不十分のまま、公権力の行使も伴う行政職に切り替えることが妥当なのかどうかという問題があるため、能力実証ができるまでの過渡的な措置として、技能労務職員の身分のまま、一般行政事務を行う職。

※「事務補佐」のメリット

技能労務職員が一般行政分野の業務に従事することで、

- ①一般行政分野の定数を削減する効果がある。
- ②一般行政職よりも給与水準が低い技能労務職が、一般行政事務に従事することにより、総人件費を抑制する効果がある。
- ③「事務補佐」として一般行政事務での経験を積んだうえで、人事委員会が実施する準採用試験(行政職初級レベル以上)を受け、行政職へ任用替えを実施しているため、行政職への一斉切替と違い不応者の発生を回避できる。

③高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大分県	47.2 歳	395,778 円	448,172 円
都道府県平均	44.8 歳	375,279 円	440,397 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大分県	46.4 歳	379,256 円	416,894 円
都道府県平均	43.0 歳	361,178 円	419,034 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大分県	38.6 歳	320,873 円	431,403 円	350,978 円
国	41.3 歳	317,397 円	—	379,941 円
都道府県平均	38.4 歳	320,732 円	456,228 円	368,727 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分	大 分 県	国	
一般行政職	大学卒	185,800 円	179,200 円
	高校卒	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	149,200 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	207,500 円	— 円
	高校卒	162,500 円	— 円
小・中学校教育職	大学卒	207,500 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円
警察職	大学卒	205,200 円	208,000 円
	高校卒	172,700 円	169,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(30年4月1日現在)

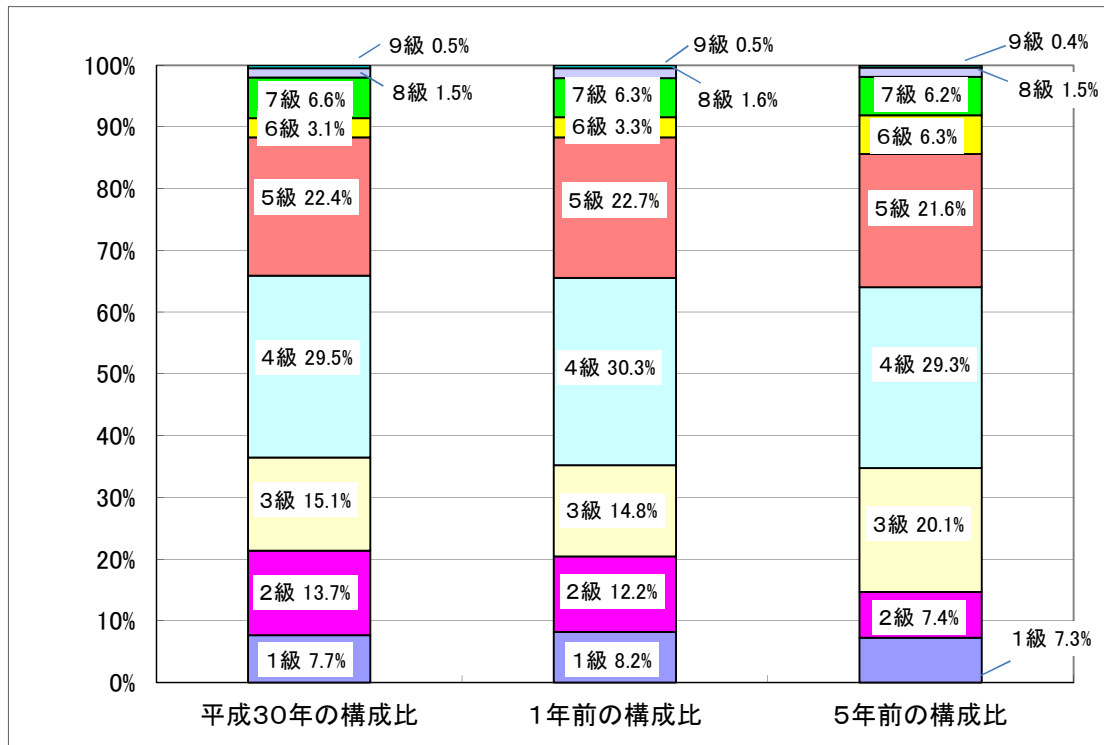
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	259,954 円	355,620 円	379,810 円	397,640 円
	高校卒	218,860 円	310,087 円	354,888 円	376,411 円
技能労務職	高校卒	— 円	304,300 円	343,675 円	347,083 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	312,525 円	395,616 円	422,258 円	439,647 円
	高校卒	— 円	356,824 円	393,510 円	406,926 円
小・中学校教育職	大学卒	308,019 円	387,582 円	410,421 円	426,434 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
警察職	大学卒	284,300 円	379,441 円	403,212 円	405,850 円
	高校卒	257,020 円	348,569 円	379,730 円	403,346 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

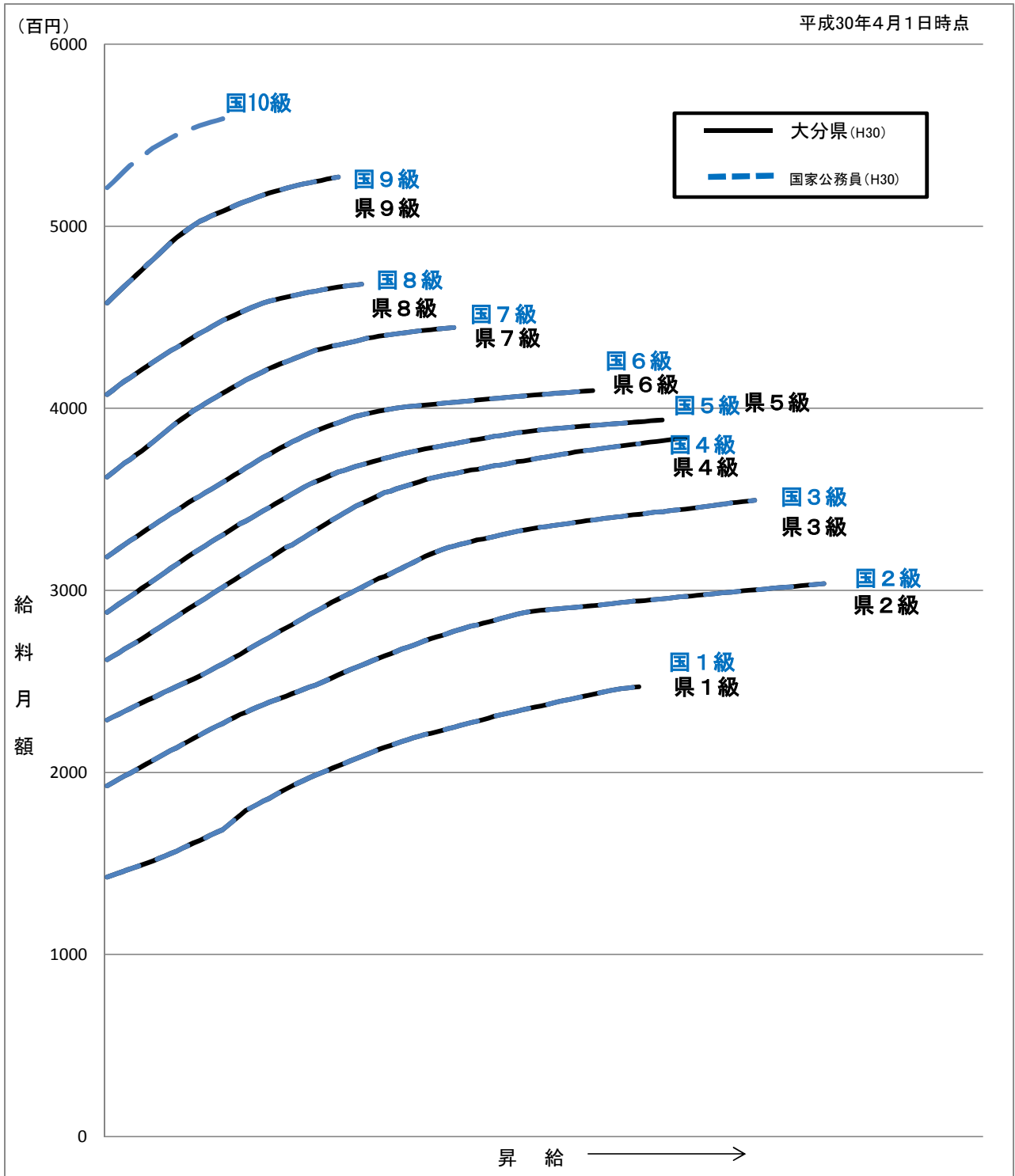
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事及び技師の職務	300人	7.7%	142,600円	247,100円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	537人	13.7%	192,700円	303,800円
3級	主査又は主任の職務	592人	15.1%	228,900円	349,600円
4級	1 主幹又は副主幹の職務 2 困難な業務を行う主査の職務 3 地方機関の課長の職務	1,157人	29.5%	262,000円	383,800円
5級	1 課長補佐(室長補佐を含む。以下同じ。)の職務 2 困難な業務を行う主幹の職務 3 困難な業務を行う地方機関の課長の職務	878人	22.4%	288,000円	393,600円
6級	1 本庁又は委員会等の事務局の課長(本庁の所長又は室長を含む。以下同じ。)、総務企画監又は参事の職務 2 地方機関の次長の職務 3 地方機関の部長、室長、総務企画監又は参事の職務	120人	3.1%	318,500円	409,800円
7級	1 困難な業務を行う本庁又は委員会等の事務局の課長、総務企画監又は参事の職務 2 地方機関の長の職務 3 困難な業務を行う地方機関の次長の職務 4 困難な業務を行う地方機関の部長、室長、総務企画監又は参事の職務	257人	6.6%	362,300円	444,500円
8級	1 本庁の審議監又は局長の職務 2 参事監の職務 3 困難な業務を行う地方機関の長の職務	60人	1.5%	407,700円	468,200円
9級	1 本庁の部長又は会計管理者の職務 2 理事の職務 3 委員会等の事務局の長の職務	18人	0.5%	458,000円	527,100円

(注) 1 大分県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
H30	7.7%	13.7%	15.1%	29.5%	22.4%	3.1%	6.6%	1.5%	0.5%
1年前	8.2%	12.2%	14.8%	30.3%	22.7%	3.3%	6.3%	1.6%	0.5%
5年前	7.3%	7.4%	20.1%	29.3%	21.6%	6.3%	6.2%	1.5%	0.4%

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））



級別人員構成比

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
団体	7.6%	13.7%	15.1%	29.5%	22.4%	3.1%	6.6%	1.5%	0.5%	

(3) 昇給への人事評価の活用状況 (大分県)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大分県				国			
1人当たり平均支給額(29年度)				-			
1,727 千円							
(29年度支給割合)				(29年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.8 月分	2.6 月分	1.8 月分	2.6 月分	1.8 月分	2.6 月分	1.8 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算:5%~20%				役職加算:5%~20%			
管理職加算:10%				管理職加算:10%~25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職) (大分県)

平成30年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当 (30年4月1日現在)

大分県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし		(退職時特別昇給)	なし	
1人当たり平均支給額	6,957 千円	22,641 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		31,478	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		617,217	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	29 人	20 %
大阪市	16 %	8 人	16 %
福岡市	10 %	7 人	10 %
太宰府市	3 %	2 人	3 %
仙台市	4.5 %	1 人	6 %
長崎市	3 %	1 人	3 %
県内全市町村	0 %	16,842 人	0 %
平均支給率	16.4 %	—	16.8 %
地域手当補正後ラスパイレース指数			99.7
(ラスパイレース指数)			(99.7)

(注) 1 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 仙台市と気仙沼市については、東日本大震災に係る宮城県の復旧事業等に従事する派遣職員の取扱に関する協定により、宮城県の関係規定に基づいて支給している。

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	849,274	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	191,407	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度決算)	27.5	%
手当の種類(手当数)	43	

*詳細は別紙参照

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	3,596,351	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	562	千円
支給実績(28年度決算)	3,822,715	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	582	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給。 (配偶者9,500円、子8,500円)	一部異なる	制度完成までの経過	2,071,100 千円	264,880 円
通勤手当	交通機関、交通用具利用者に対して支給。 (2,100～55,000円)	一部異なる	1/2加算	2,229,905 千円	168,715 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給。(27,000円上限)	同		1,330,627 千円	326,534 円
単身赴任手当	単身赴任者に対して月額30,000円(距離加算あり)	同		205,354 千円	459,405 円
管理職手当	人事委員会が指定する管理職に対して支給(定額)	同		1,093,550 千円	701,893 円
初任給調整手当	医師のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの。 月額 最高 月額368,000円	同		71,492 千円	1,021,893 円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小中学校に勤務する職員に対し支給。 6/100～22/100			100,803 千円	317,991 円
特地手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対し支給。 4/100～12/100	同		6,625 千円	215,350 円
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に対して支給。 (1回につき4,200円～21,000円)	同		331,407 千円	285,942 円
農林漁業普及指導手当	農林水産業者に対して普及指導を行う職員又は調査研究を行う職員に対し支給。 8/100			60,503 千円	318,437 円
定時制通信教育手当	高等学校で、定時制又は通信制の課程を行う校長又は教員、実習助手に対し支給。 5/100・3/100 4/100・2/100 (管理職手当受給者)			26,436 千円	214,927 円
産業教育手当	高等学校で農業、水産、工業に係る産業教育に従事する教員に対して支給。 5/100以内			76,478 千円	249,114 円
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び特別支援学校に勤務する教員に対し級号給に応じて支給。			647,444 千円	72,649 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が休日等において、臨時又は緊急の業務のため勤務した場合に支給。 4,000円～12,000円	同		18,456 千円	71,535 円

別紙

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
一般職員				
税務手当	県税事務所等職員	県税の賦課徴収事務	23,138千円	1日600～700円
伝染病防疫作業手当	保健所等職員	伝染病患者等の救護又は伝染病菌が付着した物件の処理作業等	1千円	1日290円
	家畜保健所等職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行うと殺作業等	千円	1日380円(牛のと殺1日760円)
消防訓練手当	消防学校職員	消防学校の教育訓練の基準に定める教育訓練	355千円	1日720円
細菌検査、放射線作業手当	保健所等職員	病理細菌検査又は人体へ放射線を照射する作業	2,130千円	1日650円
危険物取扱手当	消防保安室等職員	火薬類取締法等に規定する検査、有毒ガスの発生を伴う化学分析等	1,345千円	1日290～300円
家畜等取扱手当	保健所等職員	と畜検査、食鳥検査及び家畜の直腸検査等	181千円	1日230～680円
精神障害者訪問指導等手当	保健所等職員	精神障害者等の家庭訪問指導等	415千円	1日290円
潜水作業手当	水産試験場等職員	潜水作業	16千円	1時間 310円～1,500円(潜水深度に応じる)
特殊現場作業手当	土木事務所等職員	特殊建設現場における危険の伴う作業	915千円	1日230円～270円
社会福祉業務手当	保健所等職員	社会福祉業務	887千円	1日290円～600円
狂犬病予防作業手当	保健所等職員	狂犬病の予防注射、咬傷犬の検診等	188千円	1日350円
し尿処理施設検査手当	保健所等職員	し尿処理施設の検査作業	7千円	1日230円
用地交渉手当	土木事務所等職員	公共用地の取得等に係る所有者及び権利者と直接面接して行う交渉	2,721千円	1日580円
漁業取締手当	漁業管理課職員	漁業関係法規違反の疑いがある船舶に係る海上で行う漁具等の検査、被疑者の検挙等	432千円	1日500円
公害防止手当	保健所等職員	公害関係法規に基づく工場等への立入検査等	148千円	1日230円
災害応急作業手当	土木事務所等職員	重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等	139千円	巡回監視1日350円 応急作業等1日530円
航空機搭乗作業手当	廃棄物対策課等職員	航空機に搭乗して行う作業	30千円	1時間1,900円
警察職員				
警察手当	警察職員	犯罪予防及び捜査等	213,485千円	犯罪捜査等従事手当 1日560円 等
学校職員				
多学年学級手当	学校職員	多学年学級における授業又は指導	1,792千円	1日290円
夜間定時制勤務手当	定時制高校職員	高等学校の夜間定時制課程に本務として勤務する場合	368千円	教育職員以外の職員 1日200円
実習船指導教官手当	海洋科学高校職員	練習船に乗り組んで行う指導業務	947千円	遠洋漁業実習1日5,100円 それ以外1日1,700円
漁獲手当	海洋科学高校職員	練習船における漁業実習の指導業務に従事する場合	877千円	漁獲物売払金額から販売手数料を差し引いた額の20%以内
危険物取扱手当	農業高校職員	有毒農薬を使用して行う農作物等の害虫防除作業	53千円	1日290円
介護業務従事手当	特別支援学校職員	児童又は生徒の介護業務に従事した場合	907千円	1日250円
医療科手当	県立盲学校職員	医療に関する実技の教育指導に従事した場合	124千円	1日100円
災害時緊急作業・修学旅行等指導手当	学校職員	非常災害時等の緊急業務又は修学旅行等の指導業務	491,258千円	1日1,400円～8,000円
教育業務連絡指導手当	学校職員	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言	71,159千円	1日200円
入学者選抜事務手当	学校職員	週休日等に入学選抜事務に従事する場合	千円	1時間 400円以内
担当兼務手当	高校学校職員	全日制課程の職員が定時制課程の教科を担当して従事する場合等	千円	1時間 1,300円以内
夜間実習手当	高校学校職員	畜産、農産物加工その他実習に関する業務に夜間宿泊して従事した場合	千円	1夜 5,900円
通信教育添削指導等手当	学校職員	通信教育の添削指導等	千円	1月4,000円～6,000円
技能労務職員				
危険現場作業手当	土木事務所等職員	危険を伴う現場での業務	207千円	1日230円
動物死がい処理等手当	土木事務所職員	動物の死がい処理等の応急措置若しくは緊急対応の業務等	1,012千円	1体300円
実技指導補助手当	農業大学校等職員	実習生等の実技指導の補助	70千円	1日230円
直腸検査補助手当	畜産研究部等職員	家畜の直腸検査の補助作業	105千円	1日230円
伝染病防疫作業手当	保健所等職員	伝染病患者等の救護又は伝染病菌が付着した物件の処理作業等	千円	1日290円
	家畜保健所等職員	家畜伝染病のまん延を防止するために行うと殺作業等	千円	1日380円(牛のと殺1日760円)
危険物取扱手当	農業大学校等職員	有毒ガスの発生を伴う化学分析又は有毒農薬を使用した農作物の害虫駆除	171千円	1日290円
家畜等取扱手当	畜産研究部等職員	特に危険を伴う種畜の取扱い	811千円	1日230円
社会福祉業務手当	こども・女性相談支援センター等職員	社会福祉業務の補助業務	37千円	1日290円
狂犬病予防作業手当	保健所等職員	違反犬の捕獲等	4千円	1日350円
消防訓練補助業務手当	消防学校職員	消防学校の教育訓練の基準に定める教育訓練の補助業務	千円	1日230円
用地交渉手当	土木事務所等職員	公共用地の取得等に係る所有者及び権利者と直接面接して行う交渉	89千円	1日580円
災害応急手当	土木事務所等職員	重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業等	52千円	巡回監視1日350円 応急作業等1日530円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,201,320	円	
	副 知 事	959,320	円	
報 酬	議 長	971,000	円	
	副 議 長	861,000	円	
	議 員	778,000	円	
期 末 手 当	知 事	(29年度支給割合)		
	副 知 事	3.3	月分	
退 職 手 当	議 長	(29年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.3	月分	
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料×在職月数×0.551	32,407,961	退職又は任期満了時
	備 考	給料×在職月数×0.367	17,237,368	退職又は任期満了時

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

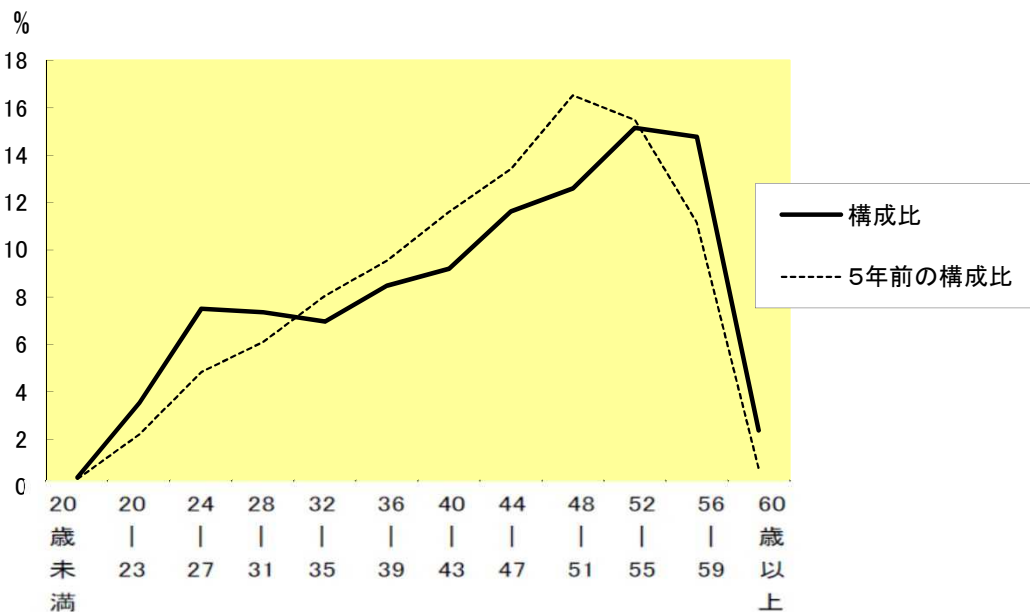
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
一般行政部門	総務部	944	936	△8	育休等代替職員の減、権限委譲、退職不補充(技能労務職)ラグビーワールドカップ2019大分開催に向けた準備体制の強化等 △7 研修派遣の減、過員解消等 0 △6 研修派遣・業務援助の減、過員解消等 3 研修派遣、育休等代替職員の配置等 12 災害復旧対応、育休等代替職員の配置等 5 国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭開催に向けた準備体制の強化 △2 退職不補充(技能労務職)等
	企画振興部	187	192	5	
	福祉保健部	566	559	7	
	生活環境部	215	215	0	
	商工労働部	278	272	6	
	農林水産部	647	650	3	
	土木建築部	807	819	12	
	国民文化祭・障害者芸術文化祭	19	24	5	
	会計管理局	68	66	2	
	行政委員会	77	77	0	
	小計	3,808	3,810	2	
特別行政部門	大 学	13	12	△1	業務援助の減 △65 児童生徒数減少による教員の減等 0 △66
	教 育	9,899	9,834	65	
	警 察	2,437	2,437	0	
	小計	12,349	12,283	66	
公営会 企 業 部 等 門	病 院	652	657	5	免許取得待ち職員の増等 1 発電所リニューアル推進体制の強化等
	電気・工業用水 道	103	104	1	
	小計	755	761	6	
合 計		16,912 [18,152]	16,854 [18,083]	△58 [△69]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、不測の退職等による欠員を含む。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 数値は平成29年、平成30年度とも4月1日現在のものである。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
職員数	人 66	人 595	人 1,266	人 1,241	人 1,175	人 1,430	人 1,551	人 1,958	人 2,123	人 2,554	人 2,489	人 401	人 16,849

(注) 職員数は総務省定員管理調査の結果(実員ベース)によるもので、上記(1)の数字と異なる。

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	3,773	3,790	3,804	3,807	3,828	3,827	54 (1.4)
教育	10,088	10,010	9,981	9,938	9,920	9,854	▲ 234 (▲ 2.3)
警察	2,364	2,386	2,384	2,393	2,390	2,400	36 (1.5)
普通会計計	16,225	16,186	16,169	16,138	16,138	16,081	▲ 144 (▲ 0.9)
公営企業等会計計	733	742	755	749	755	768	35 (4.8)
総合計	16,958	16,928	16,924	16,887	16,893	16,849	▲ 109 (▲ 0.6)

(注) 職員数は総務省定員管理調査の結果(実員ベース)によるもので、上記(1)の数字と異なる。